

直方市木造戸建て住宅性能向上改修等補助金 申請のご案内

留意事項(必ずお読みください)

- (1) 本補助金事業の趣旨をご理解いただき、ご申請ください。なお、申請された場合は審査を行い、補助金の対象とならない場合がありますので、ご注意ください。
- (2) 補助対象者は、交付決定を受けた後、請求書の提出がないと補助金のお支払いができませんので、ご注意ください。
- (3) 市が実施する他の住宅補助制度や、国、県で実施する補助金の対象となった費用については、重複して補助金を申請することができません。

問い合わせ

直方市 産業建設部 都市計画課 住宅政策係

〒822-8501 直方市 殿町 7番1号

電話 0949-25-2050

対象工事

以下のいずれかに該当する工事とする

- 性能向上改修工事

耐震基準を満たしていない住宅について、建物全体又は1階部分の上部構造評点が1.0以上になるように補強する工事、及びこれに伴う耐震設計(工事監理含む)と、省エネ性能の向上が図られる改修工事(開口部、躯体等の断熱化工事、設備の効率化に係る工事)

- 建替え等に伴う除却工事

耐震基準を満たしていない住宅の市内業者による除却

※ いずれも10万円以上の工事が対象

※ 省エネ改修工事のみ実施は対象外

対象住宅

次の①～⑤のすべてに該当する建物

- ① 市内にある木造戸建て住宅
- ② 昭和56年5月31日以前に建築又は工事着手している
※ 昭和56年6月1日以後に増築等を行ったものを含む
- ③ 耐震診断の結果、建物の上部構造評点が1.0未満
- ④ 申請の時点で居住者又は居住予定者がいる(性能向上改修工事のみ)
- ⑤ 申請の時点で居住者がいる(建替え等に伴う除却工事のみ)
- ⑥ 建築基準法及び関係法令の規定に違反していない

対象者

次の①～④のすべてに該当する方

- ① 対象住宅の所有者である
- ② 申請時、本市において申請者及び申請者と同一世帯の方全員が市税(市県民税、軽自動車税、固定資産税、国民健康保険税)を滞納していないこと
- ③ 申請者及びその者と同一世帯を構成する者が、直方市暴力団等追放推進条例(平成20年直方市条例第20号)第2条第2号の暴力団若しくは同条第4号の暴力団員又はこれらと密接な関係でないこと
- ④ 過去にこの補助金の交付を受けたことがないこと

補助率等

- 性能向上改修工事
補助対象工事の23%以内
補助の上限：60万円(うち省エネ改修工事は上限15万円)
- 建替え等に伴う除却工事
補助対象工事の23%以内
※ 解体・撤去に要する経費又は耐震改修工事に要する経費のいずれか低い方
補助の上限：30万円

耐震診断について

この補助金を受けるためには、まず、耐震診断を行い、住まいの耐震性が十分かどうかを調査する必要があります。福岡県の耐震診断アドバイザー制度又は福岡市耐震推進協議会の耐震診断をご利用ください。

- 福岡県耐震診断アドバイザー制度
費用目視調査のみ：1件あたり3,000円
目視調査+床下・小屋裏進入調査：1件あたり6,000円

申込・問い合わせ

- ・生涯あんしん住宅内
住所：春日市原町3-1-7 クローバープラザ敷地内
電話番号：092-582-8162
- ・一般財団法人福岡県建築住宅センター
住所：福岡市中央区天神1-1-1 アクロス福岡東オフィス3階
電話番号：092-781-5169

- 福岡市耐震推進協議会による耐震診断
費用調査+診断報告書作成+耐震補強提案書作成：1件あたり3,000円

申込・問い合わせ

- 一般社団法人福岡市耐震推進協議会
住所：福岡市城南区友丘1-8-50
電話番号：0120-861-988
(午前10時～午後5時 土・日祭日を除く)

提出書類

■ 申請時

- ① 直方市木造戸建て住宅性能向上改修等補助金交付申請書(様式第6号の1)
- ② 登記事項証明書 又は 課税資産明細書
(※ 最新の情報が確認できること)
- ③ 同意兼誓約書(様式第6号の2)
- ④ 補助対象住宅の建築日を明らかにする書類(建築完了検査済証の写し等)
- ⑤ 耐震診断結果報告書
 - ア 性能向上改修工事を行う場合
 - ・ 耐震改修工事に係る耐震補強計画書
 - ・ 性能向上改修工事見積書(耐震及び省エネ工事の内訳がわかるもの)
 - イ 建替え等に伴う除却工事を行う場合
 - ・ 除却及び耐震改修工事見積書(耐震改修工事費は国の目安で算出可)
- ⑥ 建設業許可証 又は 解体工事業の登録書の写し ※ 建替え等に伴う除却工事の場合(建設業法に基づく建築・土木・解体業許可証の写し 又は 建設リサイクル法に基づく解体工事業の登録書の写しのいずれか)
- ⑦ 債権者登録依頼書
- ⑧ 振込口座の写し(表紙と1ページ目)
- ⑨ その他市長が必要と認める書類

<提出場所>

都市計画課窓口(庁舎4階) ※ 郵送でも提出できます。

<受付期間>

事業実施年度の開始日から同年度の1月末日(閉庁日を除く)

※ 受付期間内であっても、予算枠に達した場合は本申請の受付を終了します。

■ 完了時

- ① 直方市木造戸建て住宅性能向上改修等補助金事業完了実績報告書(様式第6号の6)
- ② 施工写真(施工前、施工中、施工後) ※ 施工内容が確認できるもの(日付入り)

- ③ 工事請負契約書 又は 注文書・注文請書の写し ※ 記名押印されたもの
- ④ 工事代金支払領収書の写し(※ 振込受付書*1でも可)

*1 銀行振込が完了したことを証明する書類

- ⑤ 直方市木造戸建て住宅性能向上改修等補助金交付請求書(様式第6号の8)
- ⑥ その他市長が必要と認める書類

< 建替え等に伴う除却工事の場合 >

上記の書類に加えて提出

- ・ 産業廃棄物管理表(マニフェストE票)の写し
- ・ 除却工事後居住する住宅の地震に対する安全性が確認出来る書類

<提出場所>

都市計画課窓口(庁舎4階) ※ 郵送でも提出できます。

<受付期間>

工事完了後 30 日以内又は工事実施年度の2月末日のいずれか
早い日(閉庁日を除く)

■ 変更時

- ① 直方市木造戸建て住宅性能向上改修等補助金交付変更申請書(様式第6号の4)
- ② 変更後の工事見積書の写し(金額の内訳及び補助対象内外がわかるものを含む)
- ③ 変更箇所のわかる書類
- ④ その他市長が必要と認めるもの

補助金の支払い方法

補助金は申請者へ支払います

注意事項

- ・ 登記簿以外の提出いただいた書類はお返ししません。必要な場合は複写をとってから提出してください。
- ・ 工事を行う際は、近隣住民の方の安全を確保するよう努めてください。
- ・ 杭、浄化槽等の地下埋設物が不要となり、法の適用を受けることとなった場合は、速やかに撤去し適正に処理をしなければなりません。（廃棄物処理法）
- ・ 市では施工業者とのトラブルについて一切関与しません。
- ・ 市では市内施工業者の紹介や斡旋はできません。
- ・ 補助金の交付決定通知を受けるまで工事着工しないでください。決定前に着工した場合補助金の交付はできませんので、必ず工事着工前に申請してください。
- ・ 補助金の交付は年度に関わらず同一敷地につき1回限りです。

直方市木造戸建て住宅性能向上改修等補助金交付のながれ

